

社会保険浜松病院に係る譲渡条件等

1. 譲渡条件

(1) 現病院について

移転用地に開設される病院（以下「新病院」という。）の開設までの間、健康管理センターの運営を継続すること。

(2) 新病院について

- ① 落札者決定日から起算して5年を経過した日又は移転用地の所有権が移転した日から起算して3年を経過した日のいずれか早い日までに新病院を開設すること。
- ② 新病院の病床数は、開設時に199床以上とすることとし、開設後2年以内に199床以上の病床を稼働させること。なお、病床の内訳については、一般病床を確保し、療養病床との組み合わせも可とする。
- ③ 新病院開設後2年以内に開放型病院の届出を行うこと。
- ④ 新病院開設時に内科の外来診療を行うこととし、新病院開設後2年以内に内科の他一科目以上の基本診療科目の外来診療を行うこと。
- ⑤ 新病院開設後2年以内に救急告示病院の認定を受けること。
- ⑥ 新病院開設後2年以内に浜松市から災害時の医療救護活動を行う救護病院の指定を受けること。

(3) その他

平成22年4月1日から起算して少なくとも10年間は上記(1)及び(2)に掲げるすべての条件を満たして病院の運営を行うこと。

(4) 譲渡条件の変更

- ① (1)から(3)までに掲げた条件について、落札者が内容の変更を求めた場合には、静岡県、浜松市及び機構の三者が承認する場合に限って、変更を行うことができるものとする。
- ② 機構の解散後は、法令により機構の地位を承継する者が本件における機構の地位を承継するものとする。

2. 浜松市及び静岡県の要望・意見

(1) 浜松市の要望

- ① 新病院の開設までの間、現病院において内科、外科又は整形外科などの外来診療の開始が望ましい。
- ② 従前からの地域医療の継続のため、新病院の開設後も現病院の敷地内又はその近隣において、内科、外科、整形外科などの診療所機能の確保を検討すること。

(2) 浜松市の意見

浜松市内における既存の医療機関との協調関係を損なうことがないよう、次のような連携体制を構築することができる法人が譲渡先となることが望ましい。

- ① 地域の病院、診療所と連携を図ること。
- ② 積極的に救急患者を受け入れるなど救急医療へ参加すること。
- ③ 市の委託事業の受託、市附属機関等の委員選出など浜松市の医療、福祉、保健において推進体制の一翼を担うこと。

(3) 静岡県の意見

西部医療圏において、社会保険浜松病院がこれまで担っていた医療機能を考慮し、二次救急医療への参加や、可能な限りの診療科の充実を望む。